自由民主党 総裁 安倍晋三 殿

動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

[要望事項]

・動物実験の適正化と 3R 原則の推進には、動物の愛護及び管理に関する法律の第 41 条は 改正せず、現行の各種規制の下で機関管理制度をさらに発展・充実させることを要望いたし ます。

[要望の趣旨]

生命活動を科学的に理解することは、人類の健康や福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要不可欠な手段です。我が国の医学・医療、科学技術、食品、環境等の広範な産業においても、その成果が国民生活の向上や安全確保に大きく貢献してきました。

現在、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和四十八年法律第百五号、以下、動物愛護管理法と略す)の改正準備が行われ、その一部に第41条の改正が含まれています。第41条は、動物を科学上の利用に供する場合の方法と事後措置等について、3Rの国際原則に則った理念を定めたものです。その実践に当たっては、事実上の強制措置である実験動物の飼養保管等基準および動物実験基本指針に従わなければなりません。その結果、3R原則に基づく機関管理制度により研究計画の認否が動物実験委員会で行われており、科学的利用の目的と動物愛護のバランスが適切に配慮され、大きな問題は存在しません。

我が国の機関管理体制は 2005 年度の 3R 原則の導入以来十数年が経過し、実験動物と動物実験に関して生じた課題については、議員、アカデミア、各種の関連業界および行政が連携・解決し、機関管理体制のもとで実績を積んできました。

2012年の動物愛護管理法見直しの際には、環境省に設けられた「動物愛護管理のあり方検討小委員会」において25回の審議を行い、「動物愛護管理のあり方検討報告書」がまとめられました。これを受けて議員立法による成立を目指した審議が2011年12月から始まり、民主党、公明党、自民党及び第3回医療イノベーション研究会により種々の専門分野における実験動物関係者に対するヒアリングが実施されました。その結果を踏まえて、動物愛護管理法第41条をはじめとする動物の科学的利用に関わる改正は行わないことが決定されま

した。なお、このとき、問題点は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」と「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」という形で整理され、次回(2019年)見直し時までに改善が求められました。これらの諸課題については現在までに行政とアカデミアおよび関連業界の連携により改善されました。

今回(2019 年)の動物愛護管理法の見直しのために、第 44~50 回の中央環境審議会動物愛護部会において審議が行われ、その検討結果が「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」として取りまとめられました。この中で、動物愛護管理法第 41条を中心とする動物の科学的利用関連については適切に対応されているとする意見が大勢を占め、現在の機関管理制度を発展させることにより 3R 原則の推進を図る方向性が明確に示されています。

以上より、「動物の苦痛軽減」とは異なり、「代替法の利用」、「使用動物数の削減」は、 主として科学研究としての適正な動物実験という観点からその遵守指導が行われることが 妥当とされ、配慮事項とした 2005 年の国会のご判断を変える必要はないものと考えます。

[本要望に賛意する団体は以下の通り(順不同)]

- •一般社団法人 全国医学部長病院長会議 会長 山下 英俊
- •国立大学医学部長会議 常置委員会委員長 宮園 浩平
- •一般社団法人 日本医学会連合 会長 門田 守人
- •一般社団法人 日本解剖学会 理事長 岡部 繁男
- •一般社団法人 日本生理学会 理事長 丸中 良典
- ・公益社団法人 日本生化学会 理事長 山本 雅之
- •一般社団法人 日本肥満学会 理事長 門脇 孝
- ・日本神経科学学会 会長 伊佐 正
- •一般社団法人 日本毒性学会 理事長 熊谷 嘉人
- ·日本神経内分泌学会 理事長 上田 陽一
- ・日本糖尿病・肥満動物学会 理事長 寺内 康夫
- •国立大学法人動物実験施設協議会 会長 小野 悦郎
- ·公私立大学動物実験施設協議会 会長 喜多正和
- ·厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会 会長 今井 俊夫
- 日本製薬工業協会
- ·公益社団法人 日本実験動物学会 理事長 浦野 徹
- ·公益社団法人 日本実験動物協会 会長 福田 勝洋
- •日本実験動物協同組合 理事長 外尾 亮治
- •一般社団法人 日本実験動物技術者協会 理事長 伊藤 恒賢
- · N P O 法人 動物実験関係者連絡協議会 理事長 板東 武彦